

介護サービスの種類及び指定権者について

沖縄県知事の指定・監督を受ける必要があります。(那覇市所在事業所除く)

都道府県・政令都市・中核市が指定・監督を行うサービス

介護給付対象サービス

居宅サービス (法第8条第1項)	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売

施設サービス (法第8条第25項)	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設

予防給付対象サービス

介護予防サービス (法第8条の2第1項)	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売

市町村が指定・監督を行うサービス

地域密着型サービス (法第8条第14項)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	複合型サービス
	地域密着型通所介護
	療養通所介護

居宅介護支援(法第8条第23項)

地域密着型介護予防サービス (法第8条の2第14号)	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援(法第8条の2第18号)

地域支援事業 (法第115条の45第1項)	訪問型サービス
	通所型サービス